

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（23）

基準適合性判断によっては払拭されない人格権侵害の具体的危険について

2025（令和7）年8月12日

東京高等裁判所

第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

内 容

第 1	本書面の目的と主張の概要	- 2 -
1	控訴審準備書面（14）における主張の要旨	- 2 -
2	一審被告の主張とその前提	- 3 -
3	本準備書面における反論の骨子	- 4 -
第 2	原子力規制委員会の審査範囲の限界	- 4 -
第 3	避難計画の独立した必要性（原規委の公式見解）	- 5 -
第 4	結論	- 7 -

第 1 本書面の目的と主張の概要

1 控訴審準備書面（14）における主張の要旨

- (1) 本件における「人格権侵害の具体的危険」とは、「原子力災害から生命・身体
の安全を保護する見地から、無視し得ない損害発生の蓋然性」を意味すると
解すべきである。
- (2) 原子力災害は、その被害の性質、程度、範囲において極大（≡破局的）であ
るからこそ、その蓋然性は、最高度の確実さをもって低減されなければならない
（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁
〔伊方最高裁判決〕参照）。

この理念に基づき、現行の原子力関連法規は、原子力災害の発生を最大限低減するため、オンサイト（発電所敷地内）の安全対策を炉規法¹で、オフサイト（発電所敷地外）の安全対策を災対法²及び原災法³で、それぞれ分担して定める重層的な構造を採っている（原災法1条の「相まって」との文言を参照

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）

² 災害対策基本法

³ 原子力災害対策特別措置法

のこと)。

したがって、これらの法規が定めるいずれかの安全対策が欠落または不十分である場合、それは、現行法規が低減すべきとしている水準まで原子力災害発生⁴の蓋然性が低減されていない状態を意味する。

- (3) **原基法** 4第2条が、原子力の利用における生命・身体保護のための安全確保を最優先の基本方針と定めている以上、現行法規が低減しようとする水準に達していない原子力災害発生⁴の蓋然性は、生命・身体⁵の安全保護の見地から「無視し得ない」ものと評価するのが当然の法的帰結である。
- (4) 以上のことから、炉規法が要求する安全対策の欠落・不備はもとより、災対法及び原災法が要求する安全対策（避難計画その他の深層防護第5の防護レベルに関する措置）が欠落または不十分である場合にも、「人格権侵害の具体的危険」は肯定される。

2 一審被告の主張とその前提

- (1) これに対し一審被告は、原規委⁵による設置許可基準規則等への基準適合性判断（以下「本件基準適合判断」という。）が存在することを根拠に、「たとえ避難計画等が不十分であっても、本件基準適合判断が不合理と認められない限り、人格権侵害の具体的危険は認められない」旨主張する。
- (2) 一審被告の上記主張が成り立つためには、「本件基準適合判断の存在」という事実をもって、「原規委が『当該原発のオンサイト対策により、オフサイトの避難計画等が不要となるほど、原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された』と評価・保証した」といえることが、論理的な大前提となる。

⁴ 原子力基本法

⁵ 原子力規制委員会

3 本準備書面における反論の骨子

- (1) しかし、上記 2 (2) に掲げた一審被告の主張の前提は、原規委自身の公式見解に照らしても、明白な誤りである⁶。一審被告は、「本件基準適合判断」という事実の持つ法的な意味と射程を、根本的に取り違えている。
- (2) 後述するとおり、客観的な証拠によれば、原規委の立場は、次の 2 点において明確である。
 - ① 原規委は、法体系上の権限と役割分担を理由に、本件基準適合判断において「避難計画等が不要となるほど原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」とまでは評価していない。
 - ② むしろ、原規委は、基準適合判断がなされたとしても、それとは**独立して避難計画等が必要である**との立場、換言すれば、「基準適合判断後も、避難計画等が不要となるほどの安全レベルには至っていない」との認識を明確に示している。
- (3) 上記①及び②の点は、本準備書面で詳述するとおり、客観的証拠により容易に立証可能である。したがって、一審被告の主張はその前提を欠き、失当である。結論として、上記 1 (4) で述べたとおり、避難計画等の欠落・不備をもって「人格権侵害の具体的危険」を認めるべきである。

第 2 原子力規制委員会の審査範囲の限界

本章では、原規委は、本件基準適合判断において、「避難計画等が不要となるほど原子力災害の発生蓋然性が低減された」とまでは評価しておらず、そもそも法的に評価する権限を有していないことを明らかにする。

⁶ なお、一審原告らは、原規委が裁判対策用に作成した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(丙 B ア 2 5) の内容は不合理であると考えているが、本論はあくまでも本件基準適合判断の射程を問うものであるから、上記の不合理性に係る主張は本論から逸れるので本書面では割愛する。

- 1 確立された国際基準として、我が国も加盟する国際原子力機関（I A E A）の安全基準「原子力発電所の安全：設計」（S S R-2／1（R e v． 1））は、深層防護の第5レベルとして「所内外の緊急事態への対応に関する緊急時計画と手順の整備」を求めており、避難計画等に関する事項はこれに含まれる（丙 B ア 2 5⁷： 6 7 頁）。
- 2 我が国の原基法（2条2項）も、原子力の安全確保にあたり、確立された国際基準を踏まえることを要請している。しかし、炉規法における設置許可基準規則では、上記 I A E A 安全基準が求める深層防護第5レベル、すなわちオフサイトの避難計画に関する事項は、審査対象とされていない（丙 B ア 2 5： 6 7 頁）。
- 3 その理由は、我が国が避難計画を軽視しているからでは断じてなく、法体系上の明確な役割分担によるものである。すなわち、我が国の法制度では、避難計画等については、災対法及び原災法に基づき、国や地方公共団体が主体となって策定・実施するものとされている。事実、原規委自身が、この役割分担を理由として、設置許可基準規則に避難計画等が含まれないことが I A E A 安全基準に抵触するものではないと説明している（丙 B ア 2 5： 6 9 頁、 7 3 頁）。
- 4 以上のとおり、原規委は、炉規法に基づく設置許可の適合性審査において、当該原発のオンサイト対策をもってオフサイトの避難計画が不要になるか否かを審査・評価する権限を付与されていない。したがって、原規委が本件基準適合判断において、「避難計画が不要なほど原子力災害の発生蓋然性が十分に低減された」との評価をしなかったことは当然であり、そもそもそのような評価を行う権限も有していないのである。

第3 避難計画の独立した必要性（原規委の公式見解）

本章では、原規委が、基準適合判断の有無にかかわらず、避難計画は独立して

⁷ 原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」

必要であるとの立場、すなわち「基準適合判断後も、避難計画が不要なレベルまで原子力災害の蓋然性が低減されたとはいえない」との立場を一貫して採っていることを、その公式見解に基づき論証する。

- 1 第204回国会原子力問題調査特別委員会（令和3年4月8日）において、原子力規制行政の最高責任者である更田豊志政府参考人（当時、原規委委員長）は、次のとおり極めて明快な見解を表明している（[甲G166](#)）。

「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。（中略）これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険がある。プラントに対する安全性を見るという責任と、それから**防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべき**」

「防災を考える場合は、大規模な事故は起きるものとして考えることが基本であり、**適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではない**というのが規制委員会の立場である」

- 2 上記答弁が、単なる個人的見解ではなく、原規委を代表しての公式見解であることは、[甲G457](#)からも明らかである。この公式見解は、「新規制基準への適合判断」と「避難計画の必要性」は全くの別問題であり、適合判断がなされたからといって避難計画の重要性が何ら減じるものではない、という同委員会の確固たる立場を示している。これは、「基準適合判断がある場合でも、避難計画が不要ほどに原子力災害の発生蓋然性が十分に低減されたとは評価していない」との何よりの証左である。

- 3 このような原規委の立場は、我が国が経験したJCO臨界事故及び福島第一原発事故という二度にわたる深刻な原子力災害の、重い教訓に根差すものである。更田氏が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考える」「**適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能**

性を否定すべきではない」と答弁したとおり、本件原発のような巨大かつ複雑な科学技術システムにおいては、基準適合性が判断された後においても、個別の機器故障、人的過誤、あるいは想定を超える事象の連鎖等によって重大事故に至る内在的な危険性は、決して無視できないのである。

第４ 結論

以上のとおり、原規委は、本件基準適合判断において、避難計画等が不要となるほど原子力災害の発生蓋然性が十分に低減されたとの評価はしておらず、また、そのような評価を行う法的権限も有していない。

むしろ、原規委は、その公式見解において、「基準適合判断がある場合であっても、避難計画が不要なほどに原子力災害の発生蓋然性は低減されていない」という立場を明確にしている。

したがって、一審被告が主張するように、本件基準適合判断の存在をもって、「当該原発のオンサイトの安全対策により、避難計画が不要なほどの安全性が確保された」と評価することは、全くの誤りである。

よって、本件基準適合判断の有無ないしその合理性の有無に拘わらず、避難計画等が欠落し、または不十分である場合には、「人格権侵害の具体的危険」が存在すると認めるべきである。

以 上

令和３年（行コ）第１３６号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

証 拠 説 明 書

２０２５（令和７）年８月１２日

東京高等裁判所

第２２民事部ハに係 御 中

一審原告ら訴訟代理人弁護士

弁護士 河 合 弘 之
外

号証	標 目	原本・写 しの別	作成者	立 証 の 趣 旨
甲G 457 の1	弁護士法第23 条の2に基づく 照会申出書	写し	弁護士 小 野寺信一	・ 令和４年３月１６日、小野寺信一 弁護士が「原子力規制委員会の更 田委員長が令和３年４月８日の国 会の原子力問題調査特別委員会に 置いて示した別添議事録〔注：甲 G166 と同じ〕の下線部分の見解 は、原子力規制委員会としての見解 と同一か。原子力規制委員会とし ての見解と同一であるとすれば、 見解の理由」との照会事項につい て、弁護士会照会の申出をした事 実。等

甲G 457 の2	弁護士法第23 条の2に基づく 照会について(回 答)	写し	原子力規制 委員会委員 長 更田豊 志	- 原子力規制委員会の更田豊志は、令和4年6月24日付原規法発第2206241号において、上記照会申出書に対する回答として、「『別紙照会事項』の別添議事録に記載の答弁は、原子力規制委員会委員長が、<u>原子力規制委員会を代表する立場（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号））第6条第2項に基づいて行ったものである</u>」と回答した事実。 - ひいては、更田氏による「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。（中略）これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険がある。プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべき」 「防災を考える場合は、大規模な事故は起きるものとして考えることが基本であり、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否
-----------------	--------------------------------------	----	------------------------------	---

				定すべきではないというのが規制委員会の立場である」との答弁は、原子力規制委員会を代表しての公式見解であるという事実。等
--	--	--	--	--

以上